

令和6年 第6回教育委員会会議録

令和6年6月19日（水）

甲州市教育委員会

第6回教育委員会 会議録

日 時 令和6年6月19日(水)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 市民ギャラリー

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	加 藤 幸 夫
委 員	依 田 智 子	委 員	永 田 清 一

一 欠席した委員は次のとおりである。

委 員 田 口 由 季

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	丸 田 美津恵
教育総務課L	窪 川 はづき	生涯学習課長	小 林 好 彦
生涯学習課L	土 屋 典 子	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	堀 井 ますみ	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第14号 令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について【非公開・非公表】

日程第3 議案第15号 甲州市通級指導教室設置要綱制定について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会6月定例会を開催いたします。

本日は田口議員が欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。本日の会議録署名委員に永田委員を指名いたします。

〔会議公開〕

教育長

はじめに、本日の会議の公開についてお伺いいたします。

日程第2 議案第14号につきましては個人情報が含まれる事件であるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

教育長

それでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項の規定により議案第14号は非公開といたします。併せて会議録につきましても甲州市教育委員会会議規則第17条但し書きの規定に基づき非公表としたいと思います。これにつきましてもよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

教育長

それでは、議案第14号は非公開非公表といたします。それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

〔日程第1〕

教育長

日程第1 教育長諸般の報告を行います。

それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。

本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

〔日程第2〕

教育長

それでは、日程第2 議案第14号に入ります。これより非公開といたします。

【 非公開 】

教育長

ここで非公開を解きます。

〔日程第3〕

教育長

日程第3 議案第15号甲州市通級指導教室設置要綱制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

はい、では、よろしくお願いいたします。議案第15号甲州市通級指導教室設置要綱制定についてとなります。お手元の資料の最後のページに、概要がございますので、そちらに基づきまして説明をさせていただきます。本年度、新たに勝沼小学校内に新たに通級指導教室を開設するにあたりまして、その基準を明確にするために要綱を定めるものでございます。また、これまでにも塩山南小学校及び塩山中学校において通級指導教室を設置しておりました。そこにおきましては、それぞれの教室ごとに要綱が定められておりましたので、この勝沼小学校に通級指導教室が設置されることに伴いまして、全体を一つの要綱にさせていただきたいということで、今回改めて制定をさせていただくものでございます。その主な内容でございますが、まず第1条におきましては、その通級指導教室に通える児童生徒がどういう状況であるのかということで、第1条がこの要綱を定めるための趣旨。第2条がどういった方々が通級指導教室に通えるのかというその対象者。第3条につきましては、その通級指導教室の名称と設置校。第4条につきましては通級指導教室の業務につきまして、それぞれ定めさせていただいたものでございます。こちらに関しましては、本日のこの会議で議決をいただきましたら、直ちに公布を行いまして、その適用につきましては、本年の4月1日に遡って適用してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございます。本市におきましても、今年、塩山南小、塩山中学校に引き続いて、勝沼地域の勝沼小に通級指導教室を設置いたしましたので、改めて、通級指導教室の設置要綱については見直しを行い、きちんと要綱をまとめ、明確に定め、示した方がいいのではということで、今回の要綱制定になっておりますので、ぜひ、ご理解いただいてご協議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

永田委員

こういうことの対応を含めてですが、やはり、特別支援教室の設置をするときに、そこでの指導を必要とする対象者もいるわけで、そのことを考えると、これからも考えていかなきゃならない事案は絶えず出てくると思います。そのときに、できるところから対応していく、また、そういう対象者がいるところからやっていくということが大事ですので、しかし、当然、そのための費用が必要となる。その状況にあっても、子どもたちのために必要なものを設置していくということは、私は非常にうれしく感じます。いろんな特性を持つ子どもたちがこれからも通うこととなる。そのためには当然、制度的な準備も必要しておかなければならないということだと思っておりますので、その状況に応じて必要とするものを設置し、対応・取り組んでいくことに対しては大変ありがたいと思います。以上です。

教育長

今、永田教育委員さんがお話しされた通級指導教室の対象となるお子さんが増加しております。近隣で山梨市におきましても加納岩、日下部、笛川、それぞれ小学校にも設置していると、さらに設置数が今後も増えていくということがございました。ですので、対象児童というものをきちんと明確にしていくことが大事でありまして、通級指導教室は一体何をするといいのかなということも先生たちも、それから保護者の方にも理解してもらうことが大事になってきているのではないかなというふうに思っています。特に、自閉情緒の支援学級に在籍するお子さんがすごい増えているところも、数年前にこれを言うと1.5倍から2倍くらいの増加になっていて、それも教員の欠員にも結びついていく現状もありますので。ですので、だいたい県の方が昨年度は人事異動の方でもこの設置とか学級対象者の学級の認定申請を出したときは、もう3回も4回も書き直しを求められるくらいピリピリしているような状況になっていて、その中でこういった要望も各学校がきちんと出してくるといいなと思っています。

依田委員

基本的なことが私はよく分かっていなくて。通級指導教室があり、また一方で特別支援教室

もありますよね。それは、どちらかに該当のお子さんは、どちらか選択するのか、例えば希望したら両方と利用するとか、そういうことも可能なのでしょうか。

教育長

通級と特別支援教室では、対象となる児童生徒は異なります。まず、特別支援学級は、知的、自閉・情緒、病弱、肢体不自由などの種類が有り、特別な支援が必要な児童生徒、障害のある児童生徒に専門的な指導と支援を行う教室となります。通級指導教室は、通常学級に在籍しながら、特別の指導を受けることができる教室です。学習面や社会面での困難を克服するために、専門的な支援が必要な時に支援室を活用するという柔軟な形態です。普段は、通常学級で学習・生活を行っていて、言語とか、課題を持っているお子さんたちが一部の時間を通級指導教室に通い、必要なサポートを受け、学習の進行を手助けする形になっています。

依田委員

だんだんそういった対象のお子さんが増えている状況になっているということですね。

教育長

子どもの数がどんどん減少してくる一方で、そういったお子さんたちが増加しているという傾向もあり、全国的な状況になっています。通級指導教室では、週に1時間、2時間の支援・学習となります。在籍は、普通学級となります。通級指導教室で個別の支援を必要とするなどの指導により、普通学級で学べる力、自立する力を身につけてサポートしていきます。

依田委員

いろいろお話を伺っていると対象となるお子さんも増えているし、対応していかなければならないところも出てきているということですので、こういった要綱をしっかりと作っておくというのはすごく大事なことだと思いますし、あと一回作ったから、でも定期的に見直しも当然考えていらっしゃると思いますので、そういう形で進めていただければとてもいいんじゃないかな、と思います。

教育長

ありがとうございました。

加藤職務代理者

そういう子どもさんが増えているということは、私も耳にしているところなのですが、ここに新たに勝沼小学校に設置された場合、通級指導教室に地区割は定められるのですか。学校の通学区域のように塩山南小と勝沼小の2校に設定されるのですか。

教育総務課長

塩山地域のお子さんたちは、基本的には塩山南小学校、勝沼、大和地域のお子さんは基本的には勝沼小学校と考えています。

加藤職務代理者

塩山地域、勝沼・大和地域のような地区割があって設置をしているということでもいいんですか。また、学校の入学前、就学前の就学支援に関わる相談も教室の役割になっているということでもいいんですか。相談支援みたいなのも行われていくのですか。

教育長

小学校修学前の修学支援はないです。

教育総務課長

要綱の第4条業務の中の(4)で、就学前のお子さんに関する相談支援ということもありますので、それも含めてという形になります。

加藤職務代理者

これは保護者の希望によるということですか。

教育総務課長

そうですね。実際、お子さんの状況も当課の職員が見ておりますので、この状況ならば、ということで学校、保護者、本人、小学校1年生ではどこまで話せるかはありますが、それから教育委員会という形で相談もしていく中で可能ならそちらの方もということで、その対応についてもあるかと思えます。それから、先ほどの塩山南小と勝沼小の地区分けというところもあるんですが、実際には、すでに今、塩山南小の通級を利用して、今の学校の雰囲気やちょうど自分の子どもに合っている、あるいは私に合っているということで、勝沼地区のお子さんでも塩山南小に来る。そのまま利用するということは想定しております。基本的には、塩山南小、または勝沼小のどちらの学校でも利用できるという要綱となっていますが、基本的なところは一応、地区分けを行い塩山地域は塩山南小学校、勝沼・大和地域は勝沼小学校に設置の通級指導教室としていますが、やはり、お子さんの特性に応じて、そこは臨機

応変に対応していくことで考えています。

加藤職務代理者 塩山南小、勝沼小ともに同じ指導が受けられることはいいですね。
教育総務課長 同じ対応が取れるそのために、この要綱もまとめて一つとして、同じ指導ができる体制を作っております。

教育長 同じ指導ができる体制を構築し同じように指導を受けられるようになります。
永田委員 よろしいですか。この就学前相談を含めてですが、やっぱり子どもが就学する、学級の選択をするということで、親がずいぶん迷ったり、困ったり、どうしてうちの子はこうなのみたいな話も私は聞きます。それは子どもが悪いわけでもないし、親も悪いわけでもないですよ。ただ、そういうことを現実として、対象となる児童がそこにいるんだということのまずは認知から始まってこのシステムが動いていく。ですので、保護者によっては、通級や特別支援学級には行かせたくない。うちの子は、みんなと一緒に普通学級にさせてくださいよという方もいるとは思いますが、それが本当に子ども一人一人の能力にあった学習指導に対応していけるのかということも問われるので、様々な児童を受け入れる体制を作っていくということは大変ではあるんですよ。通級や特別支援学級を司る先生たちも大変だし、県全体で今、教員の人数確保ができていないという状況もあり大変難しいんだけど、こういう現実を直視して必要なものは設置し対応していく、少しでも前に勧めていくという姿勢を感じています。

教育長 はい、ありがとうございます。
教育総務課長 今、永田教育委員からもございましたけれども、この通級指導教室を含めて、障害を持つ児童生徒についての保護者の方の理解ということは大分進んでいるのかな、というふうに思っております。かたや、今、永田教育委員がおっしゃったように、うちの子はという方ももちろんおいでになりますし、そこは保護者の方と相談支援の機会を持ちながら、ということになろうかというふうに思っています。

教育長 よろしいでしょうか。一点情報なんですけれども、特別支援学級とかそういったお子さんが多いということで、永田委員も言われたように、小学校から中学校へ進学するとき、小学校への入学もそうなんですけれども、普通の公立の学校へ行くのか支援学校へ行くのかという選択をどう迫られているという状況で、保護者の方が大分悩まれるというケースが毎年報告されていますし、そのための就学支援委員会も東山梨地区で、山梨市と一緒に設置して12月にその検討会を行うのですが、こないだ聞きましたが、県のかえで支援学級は教室が足りないそうです。それだけ入学される方が多いという状況にあるとのことでした。以上です。

教育長 それでは日程の第3の議案15号、甲州市通級指導教室設置要綱の制定につきましては、議案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか、

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。それでは議案のとおり制定するものいたします。

教育長 本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。
次回 第7回定例教育委員会は、7月24日午前9時30分から開催したいと思います、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次回 第7回定例教育委員会は、7月24日午前9時30分から開会予定といたします。

これをもちまして令和6年第6回定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。